

八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託事業者審査実施要領

1. 業務名称

八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務目的

「第2期八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

委託契約締結日～令和7年3月31日（月）まで

5. 委託料の算定方法等

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、見積書に受託料率を示すこと。

なお、受託料率は20%以内とする。支払時期については、契約締結時に協議する。

6. 委託方法等

随時企画提案の申込みを受け付け、書類審査の結果、審査基準を満たす者について随意契約を締結し、業務を委託するものである。

なお、申込書受理以降、契約締結までの期間はおよそ2～3週間程度を想定している。

7. 申込資格等

(1) 申込資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- ① 本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に精通していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 租税公課の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑥ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

- ⑦ 八戸市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。
並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 業務実施上の条件

実施に当たっては、契約の履行の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、その内容等により、やむを得ず委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ八戸市の承認を得るものとする。

8. 申込方法等

(1) 申込提出書類

申し込む際は次の書類を提出すること。

なお、下記の様式は八戸市ホームページからダウンロードできる。

書類名称	様式	提出部数	
		正本	副本
①申込書	様式2	1部	4部
②誓約書	様式3	1部	1部
③会社概要書	任意様式（会社パンフレット等）	1部	4部
④企画提案書	任意様式 ※ 用紙サイズはA4判。片面カラー印刷。 文字ポイント10.5ポイント以上。審査基準を踏まえた提案を行うこと。）	1部	4部
⑤実績書	様式4 ※ <u>過去2年以内に国または地方公共団体における、本業務と同種または類似する実績がある場合は、代表的なものを2件以上記載すること。それ以前の年についてはPRしたい実績があれば記載すること。</u>	1部	4部
⑥見積書	様式5	1部	4部
⑦法人登記簿または商業登記簿謄本	申込日前3か月以内に発行されたもの。	1部	1部
⑧印鑑証明書	申込日前3か月以内に発行されたもの。	1部	1部
⑨納税証明書	申込日前3か月以内に発行されたもの。 提出する証明書は下表のとおりとする。	各1部	各1部

※上記⑨納税証明書について

税目	内容	請求先
市税 ※八戸市内の業者の場合のみ提出	市税の滞納が無いことの証明	八戸市資産税課
法人税	未納税額の無いことの証明（納税証明書「その3」又は「その3の3」）	本店所在地管轄の税務署
消費税及び地方消費税		

(2) 質問等

申込みにあたり、質問がある場合には次の書類を提出すること。

提出方法	「質問書（様式1）」によりEメールにて提出すること。
提出期限	随時受付
提出先	八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ Eメール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp ※件名は「【質問書】八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援事業（事業者名）」とし、Eメール送信後は八戸市担当者に受信確認連絡をすること。電話：0178-43-9260
回答方法	質問者あてにEメールで回答する。

(3) 受付期間及び申込場所等

申 込	随時受付 ※受付時間：8時15分～17時（土日祝日を除く）
申込方法	持参または郵送
申 込 先	〒031-8686 青森県八戸市内丸1丁目1番1号 八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ
注意事項	①提出された書類は返却しない。 ②審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出や関連事項の聴取を求めることがある。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

審査については書類審査とする。

提出書類について、八戸市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託候補事業者審査委員会において、別に定める評価点審査基準に基づき、審査及び評価を行う。

評価点において、平均60点以上獲得した事業者を委託候補事業者とし、以後契約に向けた協議を行う。

(2) 審査項目

- ① 寄附見込企業に対する働きかけの方法は、効果的かつ実現性のあるものとなっているか。
- ② 自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績はあるか。
- ③ PR に対する助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。
- ④ 提案者独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした手法が提案されているか。
- ⑤ 制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ⑥ 提案内容の業務実施頻度及び時期は妥当か。
- ⑦ 適切かつ費用対効果が見込める受託料率であるか。

(3) 結果の通知

審査結果は、申込事業者に対し、審査終了後順次 E メール及び文書により通知する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- ② 申込書または関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと八戸市が判断したとき。

11. 契約

委託候補事業者との契約内容に関する協議が調い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

12. その他

- ① 書類郵送トラブルによる損害等については、八戸市は一切責任を持たない。
- ② 書類提出に関する費用は申込者負担とする。
- ③ 申込及び提案並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ④ 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び八戸市財務規則等の関係諸法令に定めるところにより処理する。

お問合せ先

所在地：〒031-8686

青森県八戸市内丸1丁目1番1号

担当：青森県 八戸市 総合政策部

政策推進課 政策推進グループ

電話：0178-43-9260

Eメール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp